

パーソナルトレーニング指導契約書

_____（以下「甲」といいます）と増永修久（以下「乙」といいます）とは、乙が甲に対してパーソナルトレーニング指導を行うにあたり、以下の通り契約します。

第1条 指導内容

乙が甲に対して指導するトレーニングの内容は次の通りとします。

- i) 各自ウォーミングアップ (10分程度)
- ii) 筋力トレーニング (50分程度)
- iii) 各自ストレッチ (5分程度)
- iv) カウンセリング (5分程度)

以上、1回合計70分

第2条 契約期間及び実施回数

1 本契約の有効期間は、トレーニングポイント購入日からその保有ポイントの有効期限までとし、その期間中トレーニングポイント有効分を限度としてトレーニングを実施するものとします。

2 トレーニングの具体的な日時は、甲が各実施日に次回を予約し、または甲がネット等による予約を行い、乙がこれを受託することによって決定するものとします。

第3条 指導の実施場所

本契約においてトレーニング指導を実施する場所は、原則として mas3fitness ジムとします。ただし甲又は乙が事前に相手方に変更を申し出た時は、合理的な範囲内で変更することができるものとします。

第4条 指導料及び支払方法

本契約に基づくトレーニング指導の指導料及び支払方法は次の通りとします。

1 指導料 トレーニングポイント（以下TPとする）での支払いとする。

1回70分のトレーニング指導は5,500TP

1回40分のトレーニング指導は3,000TP

2 支払方法 指導料は前払いを原則とします。

3 その他 甲の要望によりトレーニング時間が超過した場合には、乙は超過時間に応じた追加ポイントを甲に請求することができるものとします。また、乙は本契約に基づくトレーニング指導のために負担した交通費・器具代・施設利用料等の実費を別途甲に請求できるものとします。

第5条 キャンセルの扱い

甲がトレーニング指導をキャンセルするときは、実施日時の1時間前までに乙に申し出なければならないものとし、それ以降のキャンセルについては、甲は指導料に相当する金額をキャンセル料として乙に支払わなければならないものとします。ただし、天災地変その他甲に責任のない事情によるキャンセルの場合にはキャンセル料は発生しないものとします。

第6条 問診票の提出及びコンディションの申告

甲はトレーニング実施に先立ち、乙所定の問診票を乙に提出するものとし、かつ、トレーニング実施当日のコンディションを乙に申告するものとします。問診票に記載のない事由もしくは乙に申告しなかった事由によって甲に発生した障害等については、乙は一切責任を負わないものとします。

第7条 トレーニング中の事故等の免責

甲は細心の注意を払ってトレーニングを行うものとし、トレーニング中に甲の不注意又は乙の重大な過失以外により発生した事故及び怪我については、乙は一切責任を負わないものとします。

第8条 個人情報の扱い

乙は本契約において知り得た甲の個人情報（特に第6条の問診票記載の情報）を本契約の目的以外に使用せず、かつ、第三者に開示し又は外部に流出させないものとします。

第9条 規定外事項

本契約に定めていない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議の上決定するものとします。本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

_____年__月__日

(甲) 住所
氏名

印

(乙) 住所 福井県福井市生野町 13-6-2
氏名 増永 修久 印

2023.04.09 制定

2024.06.18 改定